

「日本医師会 AI ホスピタル推進センター」

業務規程

第1版

※「日本医師会 AI ホスピタル推進センター」業務規程はホームページ等  
において公開する。

令和3年4月

公益社団法人日本医師会

日本医師会 AI ホスピタル推進センター



## 目次

第1章 趣旨	1
第1条 「AI ホスピタルシステム」の意義・目標等	1
第2条 「AI ホスピタルシステム」の研究内容	1
第2章 総則	2
第3条 目的	2
第4条 定義	3
第3章 日本医師会 AI ホスピタル推進センターの業務内容	4
第5条 日本医師会の事業	4
第6条 AIH 推進センターにおける主な業務	4
第7条 AIH 推進センターの組織	5
第8条 センター長	5
第9条 事務	5
第10条 委員会	5
第4章 雑則	6
第11条 点検評価	6
第12条 改訂	6
第13条 細則等	6

## 第1章 趣旨

### 「AI ホスピタルによる高度診断・治療システム」研究開発の概要について

内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期（2018年度～2022年度）『AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム（以下、「AI ホスピタルシステム」という。）』2021年度研究」において、日本医師会が設置した「日本医師会 AI ホスピタル推進センター（以下、「AIH 推進センター」という。）が分担研究機関として位置付けられることを鑑みて、研究の一環として行う業務について「AI ホスピタル」研究内容との調和を図ることとしている。

### 第1条 「AI ホスピタルシステム」の意義・目標等

（2020年度研究開発計画より抜粋）

医療機器等やIoT 機器を活用し、患者情報の網羅的収集、ビッグデータ化に加え、AI 分析技術を活用して「AI ホスピタルシステム」の開発・構築・実装化を図り、医療現場での診断補助・教育やコミュニケーション支援等を行う。これによって、大量の医療情報を治療に有効に活用することが可能となり、高度で先進的かつ最適化された医療サービスの提供体制の整備ができる。

また、これらの技術を病院における医師・看護師等をはじめとする医療従事者の負担軽減、医療費の効率化にも活用し、超高齢社会における諸課題の克服と経済の発展に寄与する。

### 第2条 「AI ホスピタルシステム」の研究内容

（2020年度研究開発計画より抜粋）

本事業は、AI、IoT、ビッグデータ技術を用いた「AI ホスピタルシステム」を開発・構築・社会実装することにより、高度で先進的な医療サービスを提供するとともに、医療機関における効率化を図り、医師や看護師等の医療従事者の抜本的な負担の軽減を実現する。

なお、以下のようにサブテーマA～Eに分け、大学・研究機関等における医療関連情報等のデータベースと連携しながら開発を行う。

#### 1. サブテーマA

セキュリティの高い医療情報データベースの構築とそれらを利用した医療有用情報の抽出、解析技術等の開発、自然言語処理のための方言も含めた医療用語集の作成とそれらの救

急現場での応用、治療薬・ワクチンの開発に資するデータ連携基盤の構築

## 2. サブテーマ B

AI を用いた診療時記録の自動化、インフォームドコンセント時の AI による双方向のコミュニケーションシステムの開発、AI ホスピタルを実装化するための AI プラットフォームの構築、人工知能アバターを利用した新型コロナウイルス感染症の相談補助システムの開発

## 3. サブテーマ C

患者の負担軽減・がん等の再発の超早期診断につながる AI 技術を応用した血液等の超精密検査を中心とする、患者生体情報等に基づく AI 技術を応用した診断、モニタリング及び治療（治療薬を含む）選択等支援システムの開発

## 4. サブテーマ D

医療現場における AI ホスピタル機能の実装に基づく実証試験による研究評価

## 5. サブテーマ E

AI ホスピタルの研究開発に係る知財管理等、システムの一般普及のための技術標準化・Open/Close 戦略、官民学連携のためのマッチング等に関する対応

## 第2章 総則

### 第3条 目的

日本の医療現場において医療従事者の疲弊が社会問題となっていることから、医療の質の維持・向上や医療現場の負担増を回避するためにも、AI 技術を用いた新たな医療提供体制の構築が必要であり、医療界と産業界が一丸となって、国民の健康維持増進、病気の早期治療に貢献できる医療技術のイノベーションが求められている。

そのため、医療 AI サービス事業者や医療 AI プラットフォームが質の高い AI 技術を、地域の多くの医師・医療機関等が利用できるよう登録等の業務を行い、「AI ホスピタルシステム」を普及させ、国民の健康維持・増進、国民に対してより安全で高精度な医療サービスの提供、医療従事者の負担軽減等を目指すことを目的として「AIH 推進センター」を設置した。

業務の推進にあたっては、「AIH 推進センター業務規程（以下、「本規程」という。）」を定め、公表するものとする。

## 第4条 定義

本規程において、用語の定義は次のとおりとする。

### 1. AI ホスピタルシステム

AI ホスピタルシステムとは、内閣府戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期（2018年度～2022年度）「AI ホスピタルによる高度診断・治療システム」研究等により創出された「AIを活用した新たな医療補助サービス（以下、「医療AIサービス」という）を」、医療機関等に提供するためのシステム及びフレームワークをいう。

### 2. 医療AIプラットフォーム事業者

医療AIプラットフォーム事業者（以下、「医療AIPF事業者」という。）とは、AIホスピタルシステムにおいて、「利用者が医療AIサービスを活用するためのシステム環境を提供する事業者をいう。

### 3. 医療AIサービス

医療AIサービスとは、医療AIプラットフォームを介して提供する単体ソフトウェアにより実現される役務を言い、より安全で高精度な医療の実現、医師や看護師等の医療従事者の抜本的負担の軽減の実現等に寄与するサービスであって、画像・生体情報・病理・生化学検査等の多様なデータを獲得・統合し、個々の患者の症状・変化をAIによるデータ解析を行うなどにより、診断の高精度化、人的過失の防止、最適治療法の選択等を補助する情報を医療現場に提供するサービス等をいう。

### 4. 医療AIサービス事業者

医療AIサービス事業者とは、医療AIプラットフォームを介して医療AIサービスを利用者に提供する事業者をいう。

### 5. 利用者

利用者とは、AIホスピタルシステムにおいて医療AIサービスを自身の業務に利用する医療機関、医師、その他医療従事者、民間保険事業者等の直接的利用者をいい、医師による指導のもとサービスを利用する患者及びその関係者（間接的利用者という）は含めない。

### 6. 登録者

登録者とは、AIホスピタルシステムを活用するために、AIH推進センターに申請を行い、登録された医療AIサービス事業者、利用者をいう。

### 第3章 日本医師会 AI ホスピタル推進センターの業務内容

#### 第5条 日本医師会の事業

「AIH 推進センターの業務（以下、「本業務」という。）」は公益社団法人日本医師会定款に照らして、必要な業務を行う。

#### 第6条 AIH 推進センターにおける主な業務

##### 1. 医療 AIPF 事業者認定業務

事業者からの申請に基づき、AI ホスピタルにおける医療 AIPF 事業者認定審査を行い、適当であると認める者に対して、申請者の認定を行う。

##### 2. 医療 AI サービス事業者登録業務

事業者からの申請に基づき、AI ホスピタルにおける医療 AI サービス事業者登録審査を行い、適当であると認める者に対して、申請者の登録を行う。

##### 3. 医療 AI サービスの監修業務

AIH 推進センターは、医療 AI サービスを監修するための医師を選定する。

監修医師は、医療 AI サービスを、利用者に提供開始する前に当該医療 AI サービスを試用して実運用時の課題抽出等を行う。

監修医師は適当・不適當の判断と理由を AIH 推進センターに報告する。

AIH 推進センターは医療 AI サービス事業者に適当・不適當の判断と理由を通知する。これをもって監修とする。

##### 4. 利用者登録業務

利用者の登録区分は医師・医療従事者（個人）、及び医療機関の2つの区分とする。

###### （1）医師・医療従事者（個人）の登録

AIH 推進センターは登録申請を受け付けた後、適当であると認める者に対して、申請者を登録する。

医療 AI プラットフォームの利用を希望する旨に同意した申請者については、医療 AIPF 事業者に対して利用者登録情報を提供する。

###### （2）医療機関等の登録

医療 AIPF 事業者と契約を締結した医療機関等の名称等の情報提供を受けて、医療機関等の登録を行う。

## 5. 普及推進業務

AI ホスピタルの普及推進のため、調査・研究、及び広報等の業務を行う。

## 6. 医療用語管理業務

患者と医療従事者間、及び医療従事者同士で医療情報を円滑に共有、及び共用するため、AI ホスピタルシステムにおいて標準化された医療用語の管理と更新を行う。

## 7. 知的財産管理業務

AI ホスピタルシステムの業務モデルとしての実用化、国内並びに海外へ展開するために必要な知的財産管理の検討と、AI ホスピタルで開発された技術の国際標準化戦略、Open/Close 戦略の検討を行う。

## 第7条 AIH 推進センターの組織

AIH 推進センターは、次に掲げる職員をもって構成する。

1. AIH 推進センター長
2. AIH 推進センター事務局員
3. AIH 推進センター専門員（研究職）

## 第8条 センター長

AIH 推進センターにセンター長を置く。

1. センター長は、AIH 推進センターの業務を統括する。
2. センター長は、日本医師会長が任命する。
3. センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第9条 事務

AIH 推進センターは日本医師会内に事務局を置く。

## 第10条 委員会

AIH 推進センターは委員会を置くことができる。



## **第4章 雑則**

### **第11条 点検評価**

AIH 推進センターは、その活動について、年度毎に点検評価を実施しなければならない。

### **第12条 改訂**

本規程の改定は、日本医師会 AI ホスピタル推進センター長が適宜行う。

### **第13条 細則等**

本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。